

明らかにした。この研究成果は、今後まとまったかたちで公表したいと思う。

2. 言明の真偽のみならず、語の真偽までも射程に入れるプラトンの言語哲学を、善の概念を視野に入れた彼独自の真理論との関連から考察することを試みている。これは現在も作業中であるが、その成果の見通しは、「古典学再構築」A04班「古典の世界像」第4回研究会で報告する予定。

3. アリストテレス『ニコマコス倫理学』の翻訳は、現在全巻の訳出を一通り終えた段階。今後訳文の推敲を重ねるとともに、訳注の作業にとりかかる。

B01 「伝承と受容(世界)」

B01 ユースティーニアヌス帝「学説彙纂」研究 元首政期法学著作の伝承と受容

研究分担者 西村 重雄
九州大学法学部 教授

研究分担者 児玉 寛
九州大学法学部 教授

有償契約における対価決定について、研究を進めた。

有償契約において、対価の決定は重要な要素である。中世において、哲学的正義理論の影響もあり、ローマ法文を基礎として、いわゆる「莫大損害」の理論が形成され、各国に近世において継受されたが、近代法においてはフランス民法とオーストリア民法のみが現行法規定として有し、日本民法典はドイツ民法と同様にこれを採用しなかった。

古典期ローマ法において価格形成がどのようになされたか、又、それがその後どのような変容を蒙ったか、その背景は何かは、長らく争われている問題の一つであり、今日に至るまで、未だ決定的な解答を見出していない。

研究代表者(西村重雄)は、かねて長らく研究を重ねてきた若年者原状回復に関する成果を基礎として、古典期においては価格形成が当事者の意思に全面的に任されていたこと、その反面として25歳までの若年者は原状回復の特典を付与されたこと、おそらくディオクレティアヌス帝勅法(C.4, 44, 2/8)は若年者の原状回復要件の変更を定めたものと解されることなどを確認した。

研究分担者(児玉寛)は、とくに売買契約における代金の決定を当事者の一方又は第三者に委ねることの可否をめぐる論議について、オーストリア民法、フランス民

法、ドイツ民法の編纂過程を辿り、各民法典におけるローマ法的基層とのヴァイアスを確認した。

B01 ビザンツ帝国と古典継承・創造活動 マケドニア朝期の古典再生とその歴史的意義

研究代表者 大月 康弘
一橋大学経済学研究所 助教授

10~11世紀のビザンツ諸皇帝が推進した古典再生活動のサーヴェイ、および個別分析(写本状況、成立の背景、内容分析等)を開始・推進した。

「マケドニア・ルネサンス」ともいわれる当該期のビザンツ帝国では、古典古代文化の連続の上に、その積極的継承・模倣の中から多数の古典作品が生み出された。マケドニア朝(867-1057年)の諸皇帝による文化振興は、歴史、有職故実、また帝国統治のための実務分野において、幾多の注目すべき古典作品(『バシリカ法典』『帝国統治の書』等)を作成・編纂させたのである。本研究は、これら広義の文化活動の実態を総覧しつつ、個別作品の生み出された状況と文書内容を系統的に明らかにすることで、ビザンツ古典の生成基盤の考察に努めている。

以上の古典継承・創造活動は、とりわけレオン6世(在位886-912年)、コンスタンティノス7世(在位913-959年)、またバシレイオス2世(在位976-1025年)期に顕著に見られる。本年度は、これら諸帝のもとでの法制、社会制度に関する古典、また歴史作品に即して、個別作品の分析作業に着手した。考察の中心は、バシリカ法典成立後に発布された新法、また各種皇帝文書について、法典との関係、文書相互間の連関、各文書テキストを伝える写本間の異同、教会法および歴史・年代記記述との連動性、等の観点からの系統的分析である。代表的な古典文書については翻訳を準備した。古代法制、教会法制との関連の中で、検討素材の歴史的個性と、各素材を通じて見られる一般的傾向の分析・解読を進めている。

B01 李氏朝鮮における中国古典の受容と学問知の形成

研究代表者 吉田 光男
東京大学大学院人文社会系研究科 教授

本年度は主として「中国古典籍の流布と利用」について調査と分析を行った。

1. 日本における文献調査と分析

東京大学阿川文庫・天理図書館今西文庫・沖縄県立図書館・那覇市資料室において朝鮮本の蔵書調査を行い、朝鮮で翻刻され日本・琉球に流入して中国古典籍について概要を把握した。阿川文庫は、漢城と慶尚道在住士大夫の蔵書が主流であることを確認した。李氏朝鮮時代には日本・琉球にとって朝鮮が、中国古典籍の重要な供給源の一つであることを確認した。

2. 韓国における現地調査と分析

漢城居住士大夫として、4人の大提学と4人の不遷位を輩出して近世朝鮮きっての名門に数えられる延安李氏館派洞（16世紀の政治家・官僚・学者である月沙李廷龜の子孫たち）に対する調査を行った。館洞派はごく小規模の家門であるが、その一門の中に流れる古典教養と中国古典籍に対する学識の保持によって、近世朝鮮きっての名門の一つと数えられた。

地方在住士大夫として、慶尚道丹城県居住の地域名門・郷案士族の末裔である安東権氏宗正公派一門の蔵書を調査し、政府・王室に流入した中国古典籍が活字および木版の形態で官僚に配布され、さらにそれが写本によって地方在住士大夫間にも拡散していった様相を観察した。

以上2事例は、李氏朝鮮時代の士大夫の社会的威信形成とその維持の上で、中国古典籍に関する学識が重要な役割を果たしたことを確認した。

B01 シャーンティデーヴァ作『入菩薩行論』の伝承と受容

研究代表者 斎藤 明
三重大学人文学部 教授

本年度は、スタイン収集本（Stein No.628）にもとづいて、敦煌出土チベット語写本に伝承される『入菩薩行論』初期本（9章本）の第1, 2, 6, 7, 8章の5つの章のローマ字体テキストを作成した。また、これと併

せて、第8章については同本に対する唯一の注釈文献である著者・訳者不明の『入菩薩行論解説[細疏]』の訳注作業を行った。

この作業と並行して、今年度はとくに『入菩薩行論解説[細疏]』の成立および翻訳年代の問題に焦点をあてて考察を加えた。その結果については、「『入菩薩行論解説[細疏]』の成立年代をめぐって」と題して、第50回・印度学仏教学会学術大会において口頭発表した。『入菩薩行論』本偈の引用部分の訳文、その他の引用経論とその翻訳文、思想的特徴、使用する術語等の検討を通して本研究者が推定した同注釈の成立年代は、シャーンタラクシタ(c.725-788)およびカマラシーラ(c.740-795)の活躍年代を上限とし、『入菩薩行論』初期本(9章本)のチベット訳が行われた9世紀初頭からそう下らない時代範囲-したがって、およそ8世紀後半から9世紀初頭-であり、翻訳もまた『入菩薩行論』の訳者であるペルツェクないしその周辺と考えられるところから、『デンカルマ目録』(824/836)成立以降の9世紀前半から半ばにかけて、と推定した。

なお今年度はまた、以上の考察の基礎作業として、『入菩薩行論解説[細疏]』を現行のチベット語大蔵経に編入するうえで大きな貢献をなしたプトウン・リンチェンドゥップ(1290-1364)と同書との関係を、かれ自身の注釈文献である『入菩薩行論注釈「菩提心を照明する月光」』の分析等を通して論じた(「プトウンと『入菩薩行論解説[細疏]』」『印度学仏教学研究』48-2所収)。

B01 ラテン文学におけるギリシア神話の受容と継承 叙述技法から見た研究

研究代表者 高橋 宏幸
京都大学大学院文学研究科 助教授

本研究は、ラテン文学における神話を題材とした叙述技法を観察・検討することを通して、ギリシア神話の伝承について本質の様態に考究することを目的として掲げた。具体的な観察対象として、本年度はとくに、範例(ex-empla, paradigmata)に焦点を当てた。

範例は人々を説得する際に神話から例を引く形式で、すでにホメロスの叙事詩において高度な技法の成熟を見せ、その後も古典文学の伝統の中でジャンルに応じて様々な展開を示した。個別的な考究としては、論文「リウィウス第5巻の神話範例 obunam mulierem」(『西洋古典論集』16(1999), pp.9-38)を発表し、歴史叙述

中での範例の機能・効果という面から検討した。この他に、考察への全般的視点として、範例が説得力を有するのは、単純に語り手側の神話に関する知識に依存するのではなく、神話の中にある説得に適切な要素を聞き手に想起させることによる、ということに注目した。このことは、一方で、聞き手の側が自分のよく知っている（と思っている）神話について目前の問題との関連であらたまった意味づけを知らされる、というソクラテスのアイロニーにも似た側面をもつ。他方、神話が本来的に口承伝統である、つまり、神話の存続は語ることを通じてのみ保たれ、その語りの場では語り手と聞き手が想起を繰り返す、ということを考えるとき、この特性が範例の構造の中に取り込まれていることが見て取れる。

B01 西洋古典文献の伝承史と中世東西地中海世界の修道制をめぐる実証的研究

研究代表者 秋山 学
筑波大学文芸言語学系 講師
研究分担者 桑原 直己
筑波大学哲学思想系 助教授

1999年度には、本科研の成果としてまず下記4点の論考を公にすることができた。1)「バシレイオスと「ルネッサンス」～神学と人文主義の関係をめぐって～」（『地中海学研究』XXII, 65～86頁, 1999年）。2)「Vergilius, Aeneis VI, 601～622」（『エポス』第18号, 木魂社, 66～73頁）。3)「ヘシオドス『神統記』における詩人の召命～預言者と自然啓示～」（筑波大学文芸・言語学系紀要『文芸言語研究』文芸篇36号, 1～16頁, 1999年）。4)「聖域としての悲劇」（同上37号, 71～88頁, 2000年）。その他に訳注研究の成果として、いずれも部分訳ながら、5)D.デ・ソト『正義と法について』6)M.カノ『神学的典拠について』7)R.ペラルミーノ『被造物の階梯による神への精神の飛翔』8)J.デ・マリアナ『王と王の教育について』（5）～8）はいずれも平凡社刊『中世思想原典集成』20『近世のスコラ学』近刊に所収）を完成させることができた。

上記諸成果のうち本題目に大きく関係するのは1)および5)～8)である。まず1)においては、総じて現存する西洋古典文献の最古の手写本が成立した9世紀ごろにおける、地中海東西の写字修道士たちの精神的地平を、ギリシャ教父神学および初期修道制にまで遡って解明することを目指した。結論としては、修道制の父祖的

存在であるバシレイオス像が、その弟であるニュッサのグレゴリオスによる位置づけを通じて旧約のモーセに比せられるものとなり、総じて写字行為を、モーセによる律法授受に似た地平において成立させる可能性を披いたこと、また「出エジプトの原則」に則り、異教文化の積極的摂取へと向かわせたことを明らかにした。また5)～8)は、いずれも16～17世紀ルネッサンス期の神学者たちの原典訳と解説であるが、彼らが古典文献と教父神学に立脚して反対宗教改革期の神学を樹立したということ、解説・訳注において指摘できたと考える。

B02 「伝承と受容(日本)」

B02 近代日本における西洋古典文化の受容と教養分化の変容に関する歴史社会学的研究

研究代表者 筒井 清忠
京都大学大学院文学研究科 教授
研究分担者 田中 紀行
京都大学大学院文学研究科 助教授

本研究では、近代日本における西洋文化の一連の受容過程のなかで、文学・思想の特定の著作が古典として選択的に受け入れられ、日本人の教養文化を変容させていった過程を、主に社会的・制度的側面から解明することをめざしている。今年度は、近代日本の出版文化や高等教育などに関わる資料の収集を進めながら、思想史・文学史・メディア史・教育史・比較文学など関連諸分野における先行研究および社会学的分析視角の検討を主に行なった。

研究はまだ継続中であるため、まとまった研究成果が披露できる段階ではないが、暫定的に次のようなことは言えそうである。日本の「古典」の制度化過程においては学校教育制度（特に中等教育のカリキュラム）が中心的機能を果たしたのに対して、西洋の「古典」の受容過程においてはむしろ古典の翻訳・出版が最も基本的な要因であった。とりわけ、当初刊行点数の3分の1以上を西洋文学の古典に充てていた岩波文庫（1927年刊行開始）は、これ以降の読書人の必読書目の選別において中心的な役割を果たした。昭和初期の出版市場の拡大によって、当初は外国語の知識のある学歴エリートにほぼ独占されていた西洋の言語文化が、知的中間層の正統的階層文化に組み込まれていったと考えられる。

なお、今年度は大正期から昭和初期を中心に研究した